

2 水質関係

2-(1) 水質汚濁に係る環境基準

昭和46. 12. 28 環告59
 一部改正, 昭和49. 9. 30 環告63 (総水銀, アルキル水銀追加)
 昭和50. 2. 3 環告3 (P C B 追加)
 平成5. 3. 8 環告16 (有機燐削除, 15項目追加及び基準値改正)
 平成5. 8. 27 環告65 (海域の窒素, 燐の追加)
 平成11. 2. 22 環告14 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素の追加)

2-(1)-① 人の健康の保護に関する環境基準

表1 人の健康の保護に関する環境基準(26項目): 全公共用水域に適用

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/ℓ以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01mg/ℓ以下
六 価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ以下
砒 素	0.01mg/ℓ以下
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下
セ レ ン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

海域について、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。

(参考) 表2 要監視項目及び指針値(27項目)

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/ℓ以下
キシレン	0.4 mg/ℓ以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
ウラン	0.002 mg/ℓ以下

平成5年3月にクロロホルム以下22項目設定。平成16年3月に塩化ビニルモノマー以下5項目を追加。